

合併公告

平成21年2月3日

株主及び債権者各位

東京都港区元赤坂一丁目6番6号
総合警備保障株式会社
代表取締役 村井 温

当社は、平成20年10月15日開催の取締役会において、平成21年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、東北総合警備保障株式会社（本店所在地 宮城県仙台市泉区明通四丁目16番地の3）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。つきましては、当社は東北総合警備保障株式会社の権利義務全部を承継して存続し、東北総合警備保障株式会社は解散することとなりますので、下記の通り公告いたします。なお、当社は会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに吸収合併することを決定しております。また、当社は東北総合警備保障株式会社の全株式を所有していますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

ただし、東北総合警備保障株式会社において平成21年4月1日を効力発生日とし、東北総合警備保障株式会社を新設分割会社、ALSOK山形株式会社、ALSOK秋田株式会社及びALSOK岩手株式会社を新設分割設立会社とする新設分割を予定しており、当該分割を停止条件として本件合併の効力が生じることとなっております。

記

1. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この吸収合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この吸収合併に反対で、株式買取請求をされる株主は効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
4. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

東北総合警備保障株式会社

平成20年6月23日付の官報155頁（号外第133号）に掲載

以上